(傍線部分は改正部分)

削る) (3)	(2)	あること。あること。おりない緊急時訪問を必要に応じて行となっていない緊急時訪問を必要に応じて行	められた場合で、常時対応できる本制である場合であって、計画、通院対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を、の、医療観察二十四時間対応体制加算の基準、(略)・(・(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	等を有する専任の常勤看護師が一名以上配置されていること。当該指定通院医療機関内に認知療法・認知行動療法について療観察認知療法・認知行動療法の施設基準 ていること。 (略) (1) (2) (略) (2) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (8) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	改 正 後
規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域イが離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の域を療観察特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める地求められた場合に、常時対応できる体制にあること。	通院対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を医療観察二十四時間連絡体制加算の基準行うことができる体制にあること。計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じてき求められた場合に、常時対応できる体制にある場合であって、	通院対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見医療観察二十四時間対応体制加算の基準	基準等医療観察訪問看護療養費に係る訪問看護事業型指定通院医療機関(略)	(A) 経験等を有する専任の常勤看護師が一名以上配置されていること。 え、当該指定通院医療機関内に認知療法・認知行動療法について 医療観察認知療法・認知行動療法/にあっては、①の基準に加 医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準 医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準 基本診療料及び医療観察精神料専門療法の施設基準等	改正前

- | | 推引忌車と「召口ニトし手と書筒コトニ号)第二条第一頁の見|| | 医療観察特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める地域|
- ② 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号 定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域 1 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規
- により振興山村として指定された山村の地域 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定

第一条に規定する奄美群島の地域

-) 第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域 小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和四十四年法律第七十九号
- に規定する離島 (平成十四年法律第十四号)第三条第三号

- 定により振興山村として指定された山村の地域へ 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規
- 号) 第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域 小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和四十四年法律第七十九
- 号に規定する離島
 ホ 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三
- 二条第一項に規定する過疎地域
 「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)

(新設)